

# 新型コロナウイルス感染症への対応について (感染症法上の5類への移行に向けた取組)

令和5年3月16日(木)

第35回 奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

新型コロナウイルスとの戦いにおいて、本県では「医療提供体制の確保」と「社会・経済活動の維持」を最重要課題として、**医療関係者のご尽力や県民皆さまのご協力を得て、情緒や雰囲気ではなく、エビデンスに基づいた実効的な対策に取り組んできました。**

5月8日からは、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが第5類へ引き下げられ、医療提供体制は原則として通常の体制での対応に移行することになります。国に対しては、これまでの取組の検証と丁寧な説明を期待します。

県においても、円滑な移行に向け、関係機関との調整を行いながらしっかりと取り組むこととし、現在の取組内容と、**感染症法上の位置づけ変更に伴う流れを整理しました。**

新型コロナウイルスとは、今後も付き合い続けなければならない相手であることを念頭に、**本県では、引き続き安心できる医療提供体制の確保と、コロナ禍で傷ついた社会・経済の活性化に向け、全力で取り組みます。**

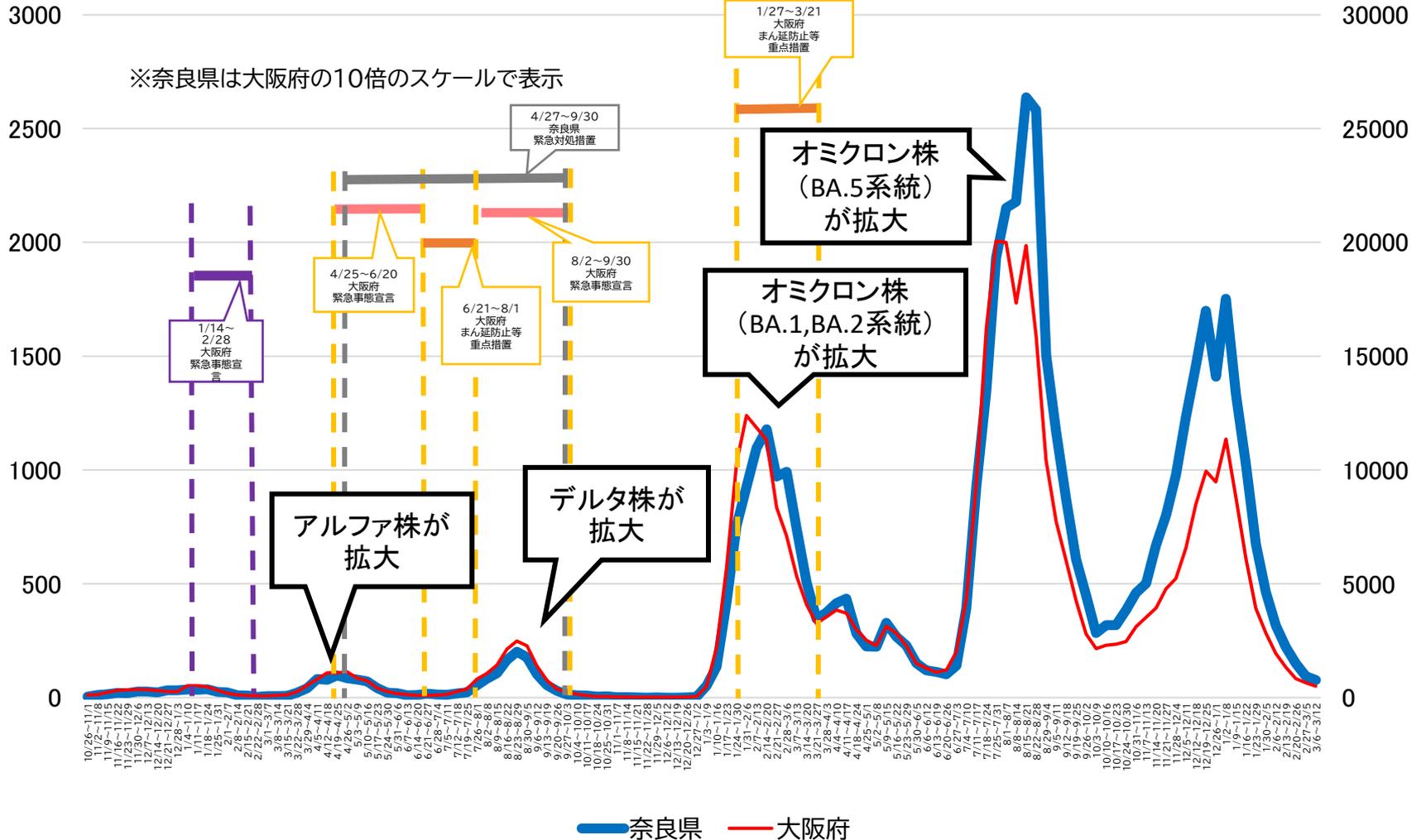
# 1. 感染動向

# 大阪府と奈良県の新規感染者数の推移(発表週別の1日平均)

## 令和2年10月26日～令和5年3月12日

奈良県

大阪府



※大阪府の感染者数は大阪府公表資料をもとに奈良県で算出

# 日別新規感染者数(奈良、滋賀、大阪)

	月	火	水	木	金	土	日	週計
	<u>1/23</u>	<u>1/24</u>	<u>1/25</u>	<u>1/26</u>	<u>1/27</u>	<u>1/28</u>	<u>1/29</u>	<u>1/23~1/29</u>
奈良県	240	950	850	779	640	665	589	4,713
滋賀県	415	1,444	1,001	746	695	828	526	5,655
大阪府	1,842	5,928	5,583	4,009	3,582	3,679	2,901	27,524
	<u>1/30</u>	<u>1/31</u>	<u>2/1</u>	<u>2/2</u>	<u>2/3</u>	<u>2/4</u>	<u>2/5</u>	<u>1/30~2/5</u>
奈良県	139	728	616	483	466	400	419	3,251
滋賀県	235	988	1,027	603	517	531	406	4,307
大阪府	1,246	4,287	3,489	3,172	2,861	2,583	2,141	19,779
	<u>2/6</u>	<u>2/7</u>	<u>2/8</u>	<u>2/9</u>	<u>2/10</u>	<u>2/11</u>	<u>2/12</u>	<u>2/6~2/12</u>
奈良県	103	463	497	372	273	304	200	2,212
滋賀県	150	751	579	462	363	464	112	2,881
大阪府	930	3,050	2,757	2,187	1,934	1,910	824	13,592
	<u>2/13</u>	<u>2/14</u>	<u>2/15</u>	<u>2/16</u>	<u>2/17</u>	<u>2/18</u>	<u>2/19</u>	<u>2/13~2/19</u>
奈良県	104	387	299	215	164	169	220	1,558
滋賀県	85	570	396	246	217	240	170	1,924
大阪府	624	2,383	1,742	1,354	1,180	1,133	890	9,306
	<u>2/20</u>	<u>2/21</u>	<u>2/22</u>	<u>2/23</u>	<u>2/24</u>	<u>2/25</u>	<u>2/26</u>	<u>2/20~2/26</u>
奈良県	48	224	218	179	59	160	160	1,048
滋賀県	56	359	279	216	72	197	141	1,320
大阪府	430	1,327	1,191	922	341	909	716	5,836
	<u>2/27</u>	<u>2/28</u>	<u>3/1</u>	<u>3/2</u>	<u>3/3</u>	<u>3/4</u>	<u>3/5</u>	<u>2/27~3/5</u>
奈良県	41	132	127	91	97	75	96	659
滋賀県	55	200	175	140	135	108	79	892
大阪府	338	1,002	793	695	619	632	497	4,576
	<u>3/6</u>	<u>3/7</u>	<u>3/8</u>	<u>3/9</u>	<u>3/10</u>	<u>3/11</u>	<u>3/12</u>	<u>3/6~3/12</u>
奈良県	22	98	127	63	82	65	83	540
滋賀県	38	149	100	124	82	87	59	639
大阪府	202	733	641	474	475	536	424	3,485
	<u>3/13</u>	<u>3/14</u>	<u>3/15</u>	<u>3/16</u>	<u>3/17</u>	<u>3/18</u>	<u>3/19</u>	<u>3/13~3/19</u>
奈良県	23	87	102					212
滋賀県	26	137	108					271
大阪府	190	597	494					1,281

	1/23~3/15 計	比率※
奈良県	14,193	-
滋賀県	17,889	1.26
大阪府	85,379	6.02

※奈良県を1とした場合の比率

2. 新型コロナウイルス感染症の  
感染症法上の位置づけの変更等に  
伴う今後の流れ

# 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に伴う今後の流れ

現在の新型コロナ対策に関する主な取り組み

5月7日までの対応

5月8日以降の姿

新型インフルエンザ等感染症に該当  
(2類相当)

影響を緩和するための措置を実施

感染症法上の位置づけを変更  
(5類感染症に位置付け)

## ① 医療提供体制

1 電話相談	新型コロナの電話相談 窓口設置	継続	継続
2 外来・検査	発熱外来での診療・検査	継続	季節性インフルエンザと同様に 幅広い医療機関が対応
3 入院	入院病床の確保	継続	継続
	県による入院先の調整	継続	医療機関と県が協力して実施
4 医療費の 公費支援	外来医療費・検査費	継続	治療薬の負担を軽減
	入院医療費	継続	自己負担が高額となる場合の 負担を軽減
5 自宅療養支援	県からの電話連絡・パルス オキシメーター送付等	継続	季節性インフルエンザと同様の 医療提供体制に移行するため終了
6 宿泊療養	宿泊療養施設の運営	縮小して継続 (8波ピーク時に対応できる規模まで縮小)	「隔離」を目的とした宿泊療養施設の必要性の 根拠がなくなるため終了
7 感染者数の 把握	医療機関からの感染者数 報告	継続	定点把握

■…継続

■…規模を縮小して継続

■…新たな体制に移行

□…終了

# 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に伴う今後の流れ

現在の新型コロナ対策に関する主な取り組み

5月7日までの対応

5月8日以降の姿

## ② ワクチン接種

ワクチン接種

4月以降も、接種が必要な方には、公費負担による接種を実施  
 (令和5年春開始接種として、高齢者や重症化リスクの高い方等に接種を実施  
 令和5年秋開始接種として、接種が可能な全ての方に接種を実施)

## ③ 感染拡大防止と社会経済活動の両立

クラスター対策	感染予防策の周知・啓発(平時) 高齢者施設等への感染対策指導(感染発生時)	継続	随時実施
	感染対策の呼びかけ	継続	感染拡大時等に、必要に応じて実施
	日々の感染状況の公表	継続	感染状況に応じたご注意を呼びかけ
認証制度	飲食店・宿泊施設第三者認証制度	継続	終了
	食料品小売施設自己認証制度	(新規申請の受付は、3月末で終了)	
特措法に基づく措置	イベント等制限	継続	廃止
	検査	無料検査は、感染状況に応じて実施	
	本部体制	継続	

■ …継続 □ …規模を縮小して継続 □ …終了・廃止

## 医療提供体制

### 1 電話相談

発熱等の症状で新型コロナウイルス感染の不安があり、身近な医療機関がない方等からの相談に対応するため、5月8日以降も、当面の間、**電話相談窓口を継続して設置**します。

### 2 外来・検査

5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は、季節性インフルエンザなどと同様の扱いとなるため、これまでの発熱外来等を中心とした外来診療・検査の体制から、**幅広い医療機関が外来診療・検査に対応**する体制に移行させます。  
県では、県民の皆さまに、より身近な医療機関で受診していただくことができるよう、医療機関に、外来診療・検査への一層の協力を求めています。

### 3 入院

5月8日以降も、県民の皆さまに安心して入院治療を受けていただけるよう、より多くの医療機関に入院患者の受け入れを働きかけます。  
また、当面の間、県において引き続き一定数の**新型コロナ対応病床を確保し、医療機関と協力して、入院治療を受けていただける体制を維持**します。

### 4 医療費の公費支援

これまでは、新型コロナウイルスに感染していることが確認された方の外来診療・検査・入院にかかる医療費を、全額公費で負担してきました。

5月8日以降、新型コロナウイルスは季節性インフルエンザなどと同様の扱いとなりますが、県民の皆さまの負担が急増することのないよう、当面の間は、**外来**を受診して処方された**治療薬**や、**入院**により**自己負担が高額**となった場合に、一定の**公費支援**を行います。

### 5 自宅療養支援

5月8日以降、外出制限が緩和され外来受診が可能となることや、幅広い医療機関が外来診療・検査に対応する体制に移行することを踏まえ、5月7日をもって、自宅療養者への県からの電話連絡やパルスオキシメーター送付等の支援を**終了**します。

県では、5月8日以降、新型コロナウイルスに感染し自宅療養される方が体調悪化した場合に、**より身近な医療機関を受診**していただけるよう、医療機関に協力を求めていきます。

### 6 宿泊療養

これまで、県では、家庭内感染防止等のため、自宅外でも療養できるよう「隔離」を目的とした宿泊療養施設を運営してきました。

5月8日以降、新型コロナウイルスが季節性インフルエンザなどと同様の扱いとなることを受けて、宿泊療養施設の運営を**終了**します。

### 7 感染者数の把握

これまでの感染者の全数の把握から、一部の医療機関における「定点把握」に切り替え、**感染者の動向**を引き続き**把握**します。

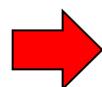
## ワクチン接種

3月8日に国から正式に示された今後のワクチン接種(接種の時期、スケジュール、接種対象等)は以下のとおりです。

年齢	接種条件	～5月7日	5月8日～	9月～
		令和4年秋開始接種	令和5年春開始接種	令和5年秋開始接種
12歳以上	65歳以上	接種対象	接種対象	接種対象
	基礎疾患あり			
12歳以上	医療従事者等	接種対象	接種対象外	接種対象
	上記以外 (健康な65歳未満)			
5～11歳	基礎疾患あり	接種対象	接種対象	接種対象
	上記以外 (健康な5～11歳)		接種対象外 <sup>注1)</sup>	

注1) 小児接種(5～11歳)は、5月7日までにオミクロン株対応ワクチンを接種しなかった場合には、8月末まで引き続き接種が可能

注2) 5歳以上の初回接種(1・2回目)及び乳幼児(6ヶ月～4歳)の初回接種(1～3回目)は継続

 **令和5年春開始接種(5月8日～)に向け、市町村と連携して、準備を進めます。**

### 3. 感染防止対策

## 新型コロナウイルス感染防止対策

県では、感染防止と社会・経済活動とを両立させ、日常生活の維持を目指していきたいと考えています。引き続き、基本的な感染防止策を心がけましょう。

基本的な感染防止策「**必要な場面でのマスク着用、換気、消毒、距離**」が、  
**3つの感染経路**(エアロゾル、飛沫、接触)**の遮断**に有効です

「マスクの着用」の考え方については、国の基本的対処方針が変更され、3月13日より、個人の主体的な選択を尊重し、着用は基本的に個人の判断に委ねることとされました。



### 着用が効果的とされる場面

● 医療機関受診時、高齢者など  
重症化リスクが高い方が多く  
入院・生活する医療機関や  
高齢者施設などへの訪問時



● 通勤ラッシュ時など  
混雑した電車や  
バスへの乗車時  
など



※事業者が、感染対策上または事業上の理由でマスク着用を求める場合があります。

- マスク着用は、3月13日より、職員個人の判断に委ねることを基本としています
- ただし、職員以外の一般の方と、近くで会話や窓口対応などを行う場面では、一般の方への感染防止の観点から、マスク着用を原則としています  
(令和5年5月7日まで)
- 「着用が効果的とされる場面」(前ページ参照)では、マスク着用を推奨しています
- 基本的な感染防止対策(換気、手指衛生、距離など)を励行しています

県民のみなさまには、ご理解をお願いします



# 新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について

## — 差別や偏見をなくしましょう —

新型コロナウイルスに感染された方をはじめ、医療従事者やそのご家族、その方々が属する施設・機関などに対する差別的な言動や、SNSでの誹謗中傷、また、ワクチン接種に関する差別など、人権を侵害する事象が見受けられます。

いかなる場合でも、差別、偏見、いじめなどは決して許されるものではありません。

県民のみなさまには、新型コロナウイルス感染症に関連する憶測、デマ、不確かな情報に惑わされず、人権侵害につながることをのまないよう、行政機関の提供する正確な情報に基づき、冷静に行動していただきますようお願いいたします。